藤沢字白山三〇一番一まで」を「北佐久郡立科町大字藤沢字前田八〇三番一から同町大字藤沢字白山三〇一番一まで」に、下和田線の区間「小県郡長和町大字和田字鳥居原一六七二番参から同町大字和田字中田三七〇番二まで」を「小県郡長和町大字和田字鳥居原一六七二番三から同町大字和田字中田三七〇番二まで」に、「西山環状線（一〇一）」を「西山環状線」に、「六道入笠線（一〇二）」を「六道入笠線」に、「塚平線（一〇三）」を「塚平線」に、「富里瀬沢線（一〇四）」を「富里瀬沢線」に、「瀬沢平岡線（一〇五）」を「瀬沢平岡線」に、「高森信濃境線（一〇六）」を「高森信濃境線」に、「信濃境田端線（一〇七）」を「信濃境田端線」に、「高森葛窪線（一〇九）」を「高森葛窪線」に、「立沢広原線（一一一）」を「立沢広原線」に、「南原山開拓線（一一二）」を「南原山開拓線」に、「とちの木線（一一三）」を「とちの木線」に、「富原線（一一四）」を「富原線」に、「乙事広原線（一一五）」を「乙事広原線」に、「高森広原線（一一六）」を「高森広原線」に、「落合線（一一七）」を「落合線」に、「机烏帽子線（一一八）」を「机烏帽子線」に、「木の間花場線（一二〇一）」を「木の間花場線」に、「富里南原山線（一二〇三）」を「富里南原山線」に、「立沢南原山線（一二〇四）」を「立沢南原山線」に、「小六烏帽子線（一二〇六）」を「小六烏帽子線」に、「立沢坪平線（一二〇七）」を「立沢坪平線」に、「瀬沢釜無休戸線（一二〇八）」を「瀬沢釜無休戸線」に、「水神パノラマ線（一二一〇）」を「水神パノラマ線」に、「境東線（一二一二）」を「境東線」に、「三〇七二号線（西友縦道）」を「三〇七二号線」に、「三六一七号線（北通り線）」を「三六一七号線」に、「三六五九号線（高原病院前）」を「三六五九号線」に、「四二一四号線（幹線一号線）」を「四二一四号線」に、「七七七一号線（富士見南線）」を「七七七一号線」に、「七七九二号線（北通り線）」を「七七九二号線」に、「七八三二号線（エコーライン）」を「七八三二号線」に、「七九〇六号線（エコーライン）」を「七九〇六号線」に、芦島線の区間を「木曽郡上松町大字小川八八三の二から同町大字上松六八四のイまで」に、寝覚線の区間を「木曽郡上松町大字上松一八九七の一から同町大字上松一七六九の二まで」に、小川線の区間「木曽郡上松町大字上松五四三の一から同町大字小川三三二六の二まで」を「木曽郡上松町大字上松五四三の一から同町大字小川三三二六の二まで」に、台ヶ峰北線の区間を「木曽郡上松町大字上松一三〇二の一四九から同町大字上松一三〇二の一四まで」に、六九六号線の区間「北安曇郡池田町大字広津五九一番地一から同町大字会池田四五〇〇番地まで」を「北安曇郡池田町大字広津五九一番地一から同町大字池田会四五〇〇番地まで」に、「上佐野線」を「市道上佐野線」に、「風坂汐水仙」を「風坂汐水線」に、二〇一二号線の区間を「諏訪郡原村字ヲシキ一〇四三八番一地先から同村字茂左久保九九七六番地先まで」に、東外向線の区間を「木曽郡大桑村大字須原一四五三番地から同村大字須原一四五九番地七まで」に、新田下在線の区間を「木曽郡大桑村大字野尻二五〇四番地七から同村大字野尻一四五八番地四まで」に、小学校東線の区間「木曽郡大桑村大字野尻野尻一七八七番地三から同村大字野尻一〇三五番地一まで」を「木曽郡大桑村大字野尻一七八七番地三から同村大字野尻二〇三五番地一まで」に、十六―十二号線の区間を「上水内郡小川村大字小根山字ス畑七二七一の三番先から同村大字小根山字中尾上七五一六番先まで」に、十八号線の区間「上水内郡小川村大字高府字下市場九八三一の四番先から同村大字高府字穴尾沢四八九二まで」を「上水内郡小川村大字高府字下市場九八三一の四番先から同村大字高府字穴尾沢四八九二番先まで」に、一三号線の区間「上水内郡小川村大字西之神五八六の五番先から同村大字小根山字光明寺四二八二の一番先まで」を「上水内郡小川村大字小根山字西之神五八六の五番先から同村大字小根山字光明寺四二八二の一番先まで」に、一三―一号線の区間を「上水内郡小川村大字小根山字横打四八〇の二番先から同村大字小根山字クヅレ三三六の一番先まで」に、二七号線の区間「上水内郡小川村大字瀬戸川字瀬戸川字小林八二八の一番先まで」を「上水内郡小川村大字瀬戸川字小林八二八の一番先まで」に、「森七号せん」を「森七号線」に、「柳在家三号」を「柳在家三号線」に、割野酒屋町線の区間を「新潟市江南区酒屋町一〇四番三から同市江南区割野四〇四番一まで」に、亀田一―二二三号線の区間を「新潟市江南区梅見台一丁目三番から同市江南区城山一丁目甲七七番三まで」に、横越一―五四四号線の区間を「新潟市江南区沢海二三八三番二から同市江南区沢海四三六〇番一まで」に、栃尾環状線の区間を「長岡市巻渕二丁目七番一から同市巻渕三丁目四七一番一まで」に、諏訪裏線の区間を「新発田市本町二丁目丁一七四四番一から同市本町四丁目三五五番一〇まで」に、十二ノ木線の区間を「見附市葛巻町字漕渡一七八一番三から同市元町二丁目三〇番一四まで」に、熱田・鳥屋脇線の区間を「見附市熱田町字喜多稲場三一二番四から同市鳥屋脇町字上田三二三番二まで」に、熱田一号線の区間を「見附市熱田町字宮ノ裏五六〇番一から同市熱田町字三十刈三六〇番一まで」に、「市屋ゴルフ場」を「市屋ゴルフ場線」に、箸木免小島線の区間を「阿賀野市箸木免六七三番一から同市小島一七番一まで」に、前山七島線の区間を「阿賀野市前山六七二から同市百津潟新田一番一まで」に、加茂幹線三号線の区間を「佐渡市梅津一七五〇番から同市梅津一四一一番一二まで」に、長江一三号線の区間を「佐渡市長江一〇七二番から同市長江六三〇番まで」に、井田町線の区間を「佐渡市羽茂本郷一六四九番一から同市羽茂本郷七〇二番一まで」に、「中原干溝」を「中原干溝線」に、「見晴親道線」を「見晴新道線」に、「折立又新田一号線」を「折立又新田一号線」に、長崎樺野沢線の区間「南魚沼市長崎字広道八七八番一から同市五郎丸二二八番一まで」を「南魚沼市吉山新田三七一番から同市五郎丸二二八番一まで」に、「天王町浅地町」を「天王町浅地町線」に、「鴻の巣三号線」を「鴻の巣三応戦」に、「本三賀一号」を「本三賀一号線」に、「二本松三賀」を「二本松三賀線」に、原ヶ崎・横場線の区間を「南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田字腰廻一一五〇番一から同町大字横場新田字長割三四三番まで」に、山崎・谷線の区間を「南蒲原郡田上町大字田上字山崎丙一八七五番三から同町大字田上字五社丙二八八七番七まで」に、あが野団地三号線の区間を「東蒲原郡阿賀町谷沢字竜ヶ峰五四九九番三から同町谷沢字竜ヶ峰四三二四番五七まで」に、「下町線」を「県道下町線」に、「苗代線」を「県道苗代線」に、「矢作排水路線」を「県道矢作排水路線」に、「川崎線」を「県道川崎線」に、「井田夏井戦」を「井田夏井線」に、女川郷一四七号線の区間を「岩船郡関川村大字朴坂二三六番一から同村大字朴坂九二六番一まで」に、女川郷二二三号線の区間を「岩船郡関川村大字朴坂三六六番一八から同村大字朴坂一六一番一まで」に、霧出郷六〇号線の区間を「岩船郡関川村大字土沢二七五六番三から同村大字土沢二〇五七番一まで」に、霧出郷四九号線の区間を「岩船郡関川村大字土沢六四二番一八から同村大字土沢六二八番二〇まで」に、「粟島浦村二八」を「粟島浦村二八号線」に、環状南線の区間「氷見市窪三二八五番の九から同市南大町二二九番の一まで」を「氷見市南大町二二九番の一から同市窪三二八三番の一まで」に、二級幹線三〇六号長坂・三小牛線の区間を「金沢市山科町一番地一〇六から同市大桑町坊山一番地二まで」に、「大文字町線」を「県道大文字町線」に、「園町線」を「県道園町線」に、「芦田町線」を「県道芦田町線」に、「寺町線」を「県道寺町線」に、「粟津線」を「県道粟津線」に、「野田高堂線」を「県道野田高堂線」に、「白松線」を「県道白松線」に、「若杉町線」を「県道若杉町線」に、「林粟津線」を「県道林粟津線」に、「馬場町線」を「県道馬場町線」に、「白江線」を「県道白江線」に、「二八五―一」を「二八五―一号線」に、「表島線」を「県道表島線」に、「T―七二」を「T―七二号線」に、「KC―五八」を「KC―五八号線」に、「K一―四」を「K一―四号線」に、「K一―二」を「K一―二号線」に、「K一―一」を「K一―一号線」に、「K一―三」を「K一―三号線」に、「K一―六」を「K一―六号線」に、「K一―七」を「K一―七号線」に、「R―三三」を「R―三三号線」に、「R―一八五」を「R―一八五号線」に、「T―一」を「T―一号線」に、「T―七」を「T―七号線」に、「KA―五」を「KA―五号線」に、「早曽洞新田線」を「早曽洞新田線」に、中心橋線の区間を「飛騨市古川町是重字宮ノ下二七四番二から同市古川町是重字上向田一〇三四まで」に、村民運動場線の区間を「飛騨市河合町稲越字前平二九三六番七地先から同市河合町稲越字野尻二七六〇番一地先まで」に、山の手線の区間「飛騨市神岡町船津字大島一九八一番地八から同市神岡町船津字大島二一三八番地一六まで」を「飛騨市神岡町船津字大島一九八一番八から同市神岡町船津字大島二一三八番一六まで」に、大津～花園線の区間を「飛騨市神岡町船津字本町九六一番三から同市神岡町船津字大島一九九九番二まで」に、第一旭川線の区間を「飛騨市神岡町船津字大島二〇三三番九から同市神岡町船津字大島二〇〇一番一八まで」に、北新地線の区間を「飛騨市神岡町船津字砂山一三〇二番八から同市神岡町船津字大島二〇〇一番一八まで」に、相生～玉川線の区間を「飛騨市神岡町船津字牛ヶ口二六〇番一一から同市神岡町船津字砂山一三二六番一五まで」に、幸土～大島線の区間を「飛騨市神岡町船津字コウト一四三三番一から同市神岡町船津字牧ヶ平二三〇七番四まで」に、仲町～大門線の区間を「飛騨市神岡町船津字仲町一〇六九番一から同市神岡町船津字砂山一三二六番一まで」に、第一千鳥～幸土線の区間を「飛騨市神岡町船津字大島二〇二五番二から同市神岡町船津字コウト一三八番六まで」に、相生～上今線の区間を「飛騨市神岡町船津字牛ヶ口一二七七番四から同市神岡町梨ヶ根字下タ田六九五番一まで」に、蟻川～相生線の区間を「飛騨市神岡町朝浦字一の滝一〇〇